

職場用

札幌地区ユニオン 組合員ニュース

組合員用

2008年9月19日発 第51号 発行責任者 山本 功 011-210-1200 Fax011-210-6677

9月19日 大仁事件 第2回 審問 証書台に社主四元善博召喚される

9月19日13時30分より北海道労働委員会で「大仁不当労働行為事件」の第2回審問が開催されました。召喚された証人は被申立人株式会社大仁代表取締役四元善博・社主です。証人の出廷申請は申立人組合からなされたことから、主尋問を申立人組合から行い、反対尋問を被申立人会社から行うという、極めて珍しいスタイルで実施されました。尋問は13時30分に開始され途中3分の休憩を入れた後16時05分まで開催されました。ただ、被申立人会社からの質問は何故か、全くありませんでした。



現在も営業する(株)大仁

組合主尋問では、会社主張の内容について質問がなされました。会社は、これまで3月6日付け答弁書(A4版1枚)、7月14日付準備書面(A4版1枚)しか提出しておらず、組合からこれ以外に主張はしないのかと質問されると、しな、と返答しました。組合から会社が不当労働行為の具体的事実について、全て否認すると記載しているが、具体的否認内容は何かと問われても、裁判で返答し、この場で組合の質問には答えないと返答しました。ただ、その後の尋問については渋々と答えながらも、かなりチクハグ・しどろもどろの返答を繰り返しました。答弁書・準備書面で雇用関係を否定しているが、民事再生手続開始申請の関係書類では、社主自らが主体となってグループ会社を運営したが、人材育成が思うようにならないと記載していることを指摘されると暫く黙り込む一幕もありました。また民事再生手続の申請書類を弁護士が書いた書類で社主は、詳細は知らないと言った際に、組合から真摯を強く問い質されたさいには、あわてて否定することもありました。極めて不誠実な対応であることは、従前の通りです。次回は10月24日に第8回調査を実施する予定です。乞うご期待!

大仁不当労働行為事件 第8回調査のご案内

日時：10月24日(金)13時30分~

場所：北海道労働委員会

大仁民事再生計画案提出10月19日まで

会社側 日程調整時に多忙を主張!元従業員への賃金未払いの清算は?

第2回審問終了後、第7回調査が開始されました。組合側に対して審査委員より9月末日までに主張書面の提出するよう指示があり、10月24日(金)13時30分より第8回調査を実施することとなりました。この日程調整の中で、会社側から民事再生計画の案を10月19日までに作成するため多忙との申出がありました。元従業員の皆さんで、賃金未払い分の債権をお持ちの方は、できるだけ早く同債権の届出をすることを薦めます。会社が民事再生手続開始申立する以前の未払い賃金は優先債権として先取り特権を有するのが通例です。TRYしてみませんか。